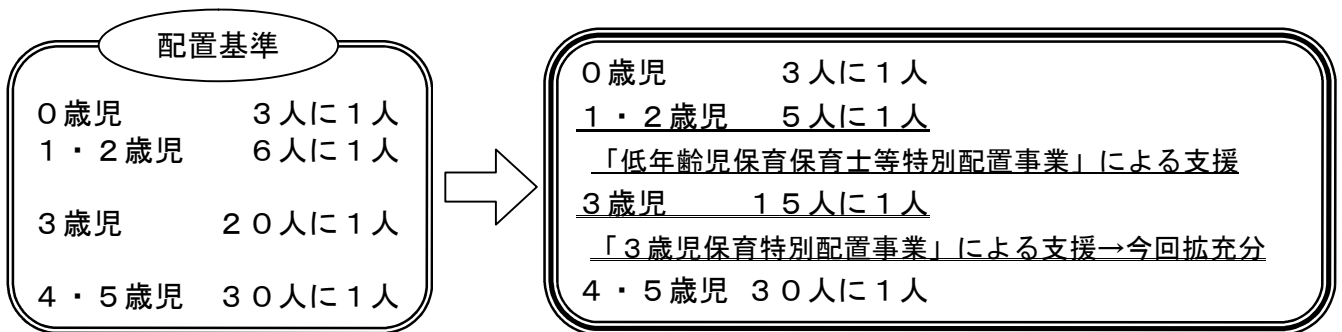


3歳児保育特別配置事業について

1. 保育士加配による処遇改善



「低年齢児保育保育士等特別配置事業」の概要

①事業目的

低年齢児の受け入れに取り組む民間保育所に対する支援を行うことにより、児童の福祉の向上を図る。

②対象施設

1・2歳児が13人以上入所している民間保育所 保育士等1人加配
 " 43人以上 保育士等2人加配

③補助基準額・補助率

1か所当たり 年額 3,000千円/人 補助率 県1/3(市町2/3)

※対象となる全市町の全民間保育所(105園)で実施

2. 課題等

- 保育士配置基準は、1・2歳児6人につき1人（県単独補助により5人に1人）であるが、3歳児については幼児20人につき1人となっている。
- 2歳児の小集団による保育から3歳児の大きな集団による保育へと保育環境が大きく変わるなか、生活面での関わりや集団を構成するための指導が十分にできないなど、保育の質の確保および保育士の負担増大が課題となっている。
- 国においては、子ども・子育て支援法の施行に向けて、3歳児を中心とした配置基準の改善が検討されている。

3. 事業概要

(1) 趣旨

民間保育所における3歳児の保育士配置基準を超える保育士の配置を支援することにより、2歳未満児の小集団による保育から3歳児の大きな集団による保育への移行段階でのきめ細かな保育を確保することを目的とし、現行の「低年齢児保育保育士等特別配置事業」を拡充。

(2) 事業内容（考え方：「低年齢児保育保育士等特別配置事業」に準ずる）

①対象施設

3歳児が27人以上入所している民間保育所

・ 20:1と15:1の保育士必要定数の差を四捨五入

$$(26/15) - (26/20) = 1.7 - 1.3 = 0.4$$

$$(27/15) - (27/20) = 1.8 - 1.3 = 0.5 \dots \text{四捨五入して1となる}$$

(参考) 低年齢児保育保育士等特別配置事業(1.2歳児が13人以上入所している民間保育所)

・ 6:1と5:1の保育士必要定数の差を四捨五入

$$(12/5) - (12/6) = 2.4 - 2.0 = 0.4$$

$$(13/5) - (13/6) = 2.6 - 2.1 = 0.5 \dots \text{四捨五入して1となる}$$

②補助基準額・補助率

1か所当たり 年額 3,000千円 補助率 県1/3(市町2/3)